

京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成
17年3月25日京都市条例第104号）（建設局水と緑環境部緑政課）

文化財保護法の一部改正により、登録記念物制度が創設されたことに伴
い、登録記念物を保存樹等の指定の対象としないこととするとともに、規
定を整備することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年 3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第104号

京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例の一部を改正する条例
京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「若しくは同法第70条第1項」を「、同法第110条第1項」に改め、「仮指定」の右に「若しくは同法第132条第1項の規定による登録」を加え、「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)